

こ成環第84号
令和8年2月12日

都道府県知事
各 市町村長 殿
特別区長
公募団体の長

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業実施要綱」を定め令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

別 紙

企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業実施要綱

1 目的

現在、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の対象児童で、利用申し込みをしたが、利用（登録）できなかった児童が生じていること等を背景に、小学生が放課後に安全・安心に過ごすことができる場を確保することが求められている。

本事業は、「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）等に基づき、各自治体だけでなく企業等の民間団体の活力を活かして、様々な社会資源を活かした預かり事業の実施や、各地域において多様なニーズを有する小学生がいることを踏まえ、ニーズに対応しうる職域や地域に密着した小学生の預かり機能のあり方を把握し、持続可能な事業となるよう検討する等の調査研究を実施し、その成果を今後の事業モデルとすることを目的とする。

2 実施主体

（1）事業の実施は以下の①又は②のうち申請のあったものの中から、別に定める企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業企画評価委員会（以下、「企画評価委員会」）において、事前評価を行い、採択されたものとする。

① 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）（以下、「都道府県等」という。）

② 社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、株式会社、合同会社、その他の法人（以下、「社会福祉法人等」という。）であって、以下の要件を全て満たすもの。

ア 申請する前年度において当該法人等としての事業実績がある等良好な運営がなされていること。

イ 過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意または重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合には、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降 1 年以上 5 年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していること。

（2）都道府県等及び社会福祉法人等は、事業内容の一部について、当該事業を適切に実施することができると認められる者に委託して実施することができる。

3 事業内容

本事業が対象とする事業は、2 に定める実施主体において、次の（1）から（4）の全てを実施すること。

（1）関係者による協議の場の設置

小学生の安定した預かりの場の創設を目指すために、各地域における課題やニーズ等についての協議を行う場（以下、「関係者協議会」という。）を設け、（2）の小学生の預かり事業について、地域の課題の解決やニーズへの対応を念頭に、運営上の課題等について議論を行うこと。（2）の預かり事業を複数の地域で行う場合には、実施地域ごとの関係者協議会を設ける等、各実施地域の課題やニーズ等について協議を行えるよう工夫を行うこと。また、関係者協議会には、例えば自治体の放課後児童クラブ担当部署や学校・教育委員会、事業者等の関係者や学識経験者を含めること。

関係者協議会では、地域の課題の解決に向けた、有効な小学生の預かり事業の検討を行い、各地域における多様な利用のニーズに応じた事業の実施に向け、具体的な対応策の検討を行い、事業の実施に繋げていくこと。なお、（2）の預かり事業を既に進めている場合や具体的な事業案が既にある等の場合には、具体的な事業について、各地域の課題やニーズ等を踏まえ、運営上の課題等について議論を行うことでもよいこと。

（具体的な検討内容）

- ・ 運営上の課題等の分析、解決策（例：人材確保・人材育成支援・運営基盤構築に向けてコンサルティング等）の検討
- ・ 利用する子どもの意見を聴取する手法の開発、実施
- ・ 子どもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討及び実施
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- ・ 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、家庭との連携・協働体制の検討及び実施
- ・ 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいれて、利用する小学生が安定的に放課後を過ごすことができる場の創設を目指す。

（2）小学生の預かり事業

関係者協議会で検討された、ニーズに対応しうる小学生の預かり事業（以下、預かり事業という。）を実施できる、企業や民間団体等と連携・委託等を行い、事業の実施を図っていくこと（関係者協議会で合意の上、預かり事業の実施と並行して、ニーズを確認することも可能である）。なお、実施主体は、事業の実施状況を確認するなど、適切に事業が実施されているか確認すること。

適切な事業の実施を担保する観点から、実施主体が自ら預かり事業を実施することはできないこと。

＜具体的な預かり事業の例＞

- ① 企業主導型保育所や認可外保育施設、事業所内保育所の余裕スペース等を活用した預かり事業
- ② 民間の教育関連事業所（学習塾、スポーツクラブ、習い事等）のスペースを活用した、体験活動を付加した預かり事業
- ③ 企業内において、多様なニーズを有した小学生の預かり事業
- ④ 民間主導で行われている多様な「子どもの居場所」における預かり事業
- ⑤ 休日や長期休暇期間中における預かり事業 等

＜上記の預かり事業を実施する場合の留意点＞

- ① 本事業による預かり事業は、放課後児童健全育成事業には該当しない取扱いとする。
- ② 対象児童は、小学生とする。（なお、小学生の預かり機能を阻害しない範囲で、他年齢の子どもや、若者の受け入れることも可能であるが、本事業による対象経費は、小学生に係るもののみとすること。）
- ③ 既存施設を活用することにより事業を実施し、占有区画は児童1人につきおおむね1.65m²以上あることが望ましい。
- ④ 1事業につき、児童の数はおおむね40人以下とすることが望ましい。
- ⑤ 児童の安全確保の観点から、預かり事業を実施する場所においては、複数の従事者（子どもに直接関わる者を指す。）を常時配置することが望ましい。その従事者の資格要件は問わないが、児童の健全育成に関して意欲のある者であって、子育ての知識等を有する者であること。

⑥ 多様なニーズを有した小学生を預かる事業の場合には、②の従事者に加えて、それぞれのニーズに即した専門知識を有している者（看護職員等）を配置することが望ましい。

（3）調査の実施

（1）（2）の事業を実施すると同時に、その事業を実施する際の課題の分析を行い、預かり事業を実施しながら課題の解決策の検討を行っていく。なお、事業を複数実施する場合には、それぞれの事業について、検討を行うこと。

① 調査対象

- ・ 預かり事業を利用している保護者及びその子ども
- ・ 預かり事業に従事している従事者

② 実施方法

- ・ ①の調査対象者のうち、全部又は一部を対象としたアンケート調査又はヒアリング
- ・ 実施している預かり事業における課題等を把握して、調査結果を踏まえた課題整理等の分析を行いその解決を図っていく

③ 調査項目

- ・ 調査においては、（2）において実施する事業に関する内容を網羅すること。

（4）成果物の提出

関係者協議会において整理された課題に対して、預かり事業がどのような効果をもたらして、課題解決につながったのか（3）の調査結果等を踏まえて評価等した上で、成果を報告書としてとりまとめ、関係者協議会に参画する者のみならず、保護者等を含めた関係者に対して広く周知するとともに、こども家庭庁に報告すること。

4 実施主体の選定及び成果の報告

- （1）こども家庭庁は、上記3に定める事業を実施する都道府県等や社会福祉法人等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たすものの中から、こども家庭庁の審査を経て決定する。
- （2）事業成果の報告書については、事業終了後1月を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁に報告すること。
- （3）実施主体は、事業の実施状況等について、こども家庭庁からの求めに応じて、随時報告を行うものとする。

5 留意事項

- （1）本事業の対象は単年度で終了する取組であること。
- （2）次に該当する取組については、本事業の対象としない。
- ① 他の国庫補助を受けている取組
 - ② 事業内容が本事業の趣旨と明らかに異なる取組
 - ③ 取組の大部分が施設の整備や、設備又は備品の購入等である取組
 - ④ 第三者への資金交付や営利を目的とした取組
 - ⑤ これまで本事業に採択された団体による、同様と解される取組
- （3）実施主体は、本事業の実施に当たって、こども家庭庁の他、関係者等と十分な連携を図り、効果的に円滑な事業の実施を図っていくこと。
- （4）こども家庭庁からの要請に応じ、こども家庭審議会こどもの居場所部会「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」等において、成果を発表すること。
- （5）実施主体は本事業を的確に遂行するに足りる組織、人員等を有していること。
- （6）こども家庭庁が指示する交付申請書や事業実績報告書等が期限内に提出されない場合

は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

- (7) 実施主体は、本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力及び精算を行う管理体制を有していること。
- (8) 経費については、社会通念上相応の単価を用いることとし、事業内容に照らして適切な数量等を見込んで積算すること。ただし、これにより難い相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を提出すること。
- (9) 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
なお、上記3に定める事業を実施する都道府県等又は社会福祉法人等が事業の一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。
- (10) 対象事業について、他に国又は地方公共団体その他の団体等から補助を受ける場合にあっては、本事業に係る経費から他の補助金等を控除した額を上限とする。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、申請者の役員等が暴力団員である団体若しくは暴力団員がその経営に実質的に関与している団体でないこと。
- (12) 内閣府において指名停止措置が講じられている者でないこと。

6 費用

事業に要する費用については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。